

阿見町の選挙における 選挙公営（公費負担）

～概要と手続きについて～

はじめに

阿見町における選挙のうち、阿見町議会議員選挙及び阿見町長選挙の執行に当たって、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成等の公費について公費負担の適用を受けることができます。

公費負担の適用の届出は、「阿見町議会議員選挙・阿見町長選挙における選挙公営(公費負担)の手引き」に従い、適切に行う必要があります。

この資料と手引きを確認し、間違いのないように手続きをお願いします。

阿見町選挙管理委員会

1. 公費負担の種類(概要)

- 選挙運動費用に関する公費負担制度は、下記の法令に基づき運用されています。
 - ① 公職選挙法(以降「法」と称します。)
 - ② 阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例(以降「条例」と称します。)
- 公費負担の対象となる選挙運動費用は、下記の3種類となります。
 - ① 選挙運動用自動車の使用
 - ② 選挙運動用ビラの作成
 - ③ 選挙運動用ポスターの作成

1. 公費負担の種類(選挙運動用自動車)

- 選挙運動用自動車の使用

→大まかに次の2種類の契約方式があります。いずれか一方の方式のみ選択できます。

① 一般乗用旅客運送事業者(ハイヤー・タクシー会社等)との契約

② ①以外の者(個人やレンタカー会社)との契約

- ①の契約では、運転手・燃料等の選挙運動用自動車に付帯する費用の全てを含めた契約が一括で行われ、総額に対し公費負担が適用となります。

- 一方、②の契約では、自動車そのものの賃借／燃料の供給／運転手の雇用の全てが個別に行われ、それぞれに公費負担を適用させることとなります。裏を返せば、**公費負担の対象とする契約を選択することができます**。(例：自家用車を使って、燃料と運転手のみ公費負担)

1. 公費負担の種類(ビラ・ポスター)

- 選挙運動用ビラの作成

→選挙管理委員会の交付する証紙を付すビラのことを指します。その他の印刷物は対象となりません。

選挙ごとに法で配布枚数の上限が定められており、下記の枚数が上限となります。

① 議会議員選挙：1,600枚

② 長の選挙：5,000枚

- 選挙運動用ポスターの作成

→公営ポスター掲示場に掲示することができるポスターのことを指します。その他の印刷物は対象になりません。どちらの選挙であっても下記の計算で算出される枚数が上限となります。

町のポスター掲示場の数*1.1(小数点以下繰上げ)

2. 公費負担の対象となる要件

- 公費負担は、立候補して、公費負担の手続きを行えば適用されるわけではなく、投票の結果、供託物を没収されない得票数を得る必要があります。供託物を没収される得票数(供託没収点)は、法に基づき、下記のように計算されて算出されます。

① 議会の議員→有効投票数／定数×1／10

② 自治体の長→有効投票数×1／10

- 阿見町では、仮に有効投票数が22,000票とした場合、下記のようになります。

① $22,000 / 18 \times 1 / 10 = 122.2222 \dots \div$ **123票**

② $22,000 \times 1 / 10 =$ **2,200票**

上記の場合、議会議員選挙では123票、町長選挙では2,200票を下回ったときは、公費負担は適用されず、自己負担となることに注意してください。

3. 公費負担の限度額

- 公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の全てを負担するものではなく、限度額が定められています。条例で定める限度額をまとめると、下記の表のようになります。

公費負担となる選挙運動		公職の候補者等1人当たりの公費負担上限額			
		基準額	算定式	上限額	
選挙運動用自動車の使用	① 一般乗用旅客自動車運送事業者(ハイヤー、タクシー会社等)との契約	64,500円	基準額×5日 (日数:立候補届出の日から選挙日の前日まで)	322,500円	
	ア 選挙運動用自動車の借入れ契約	16,100円		80,500円	
	② ①に該当する業者以外(個人等)との契約	イ 選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約		7,700円	38,500円
		ウ 選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約		12,500円	62,500円
選挙運動用ビラの作成		7円73銭	議会議員 基準額×1,600枚	12,368円	
			長 基準額×5,000枚	38,650円	
選挙運動用ポスターの作成		1,000円	基準額×142枚(ポスター掲示場数*129×1.1)	142,000円	
最高限度額(自動車の使用で①を選択した場合)		議会議員		476,868円	
		長		503,150円	

4. 各種手続き

- ・ 候補者が選挙運動費用の公費負担の適用を受けるには、条例に基づき次の順序で手続きを進めていただく必要があります。候補者が行う必要のある手続きは、☆マークの部分です。
 - ① 契約の締結 ☆ (候補者→業者)
 - ② 契約締結の届出 ☆ (候補者→選管)
 - ③ 自動車・運転手の使用／燃料の供給／ビラ(ポスター)の作成証明書の作成
☆ (候補者→業者)
 - ④ 燃料の供給／ビラ(ポスター)の作成に関する確認申請書の提出 ☆ (候補者→選管)
 - ⑤ 費用の請求 (業者→選管)
 - ⑥ 費用の支払 (選管→業者)

4. 各種手続き (契約の締結☆:候補者→業者)

- 公費負担の適用を受けるには、業者と正式に契約を締結し、契約書を作成する必要があります。契約書の様式に指定はありませんが、ひな形として選挙管理委員会が作成した契約書を使用していただくことも可能です。
- この契約書は、公費負担の適用を受けたい選挙運動費用でそれぞれ締結する必要があります。そのため、最大で5つの契約(自動車の借り上げ・燃料の供給・運転手の雇用・ビラの作成・ポスターの作成)が必要となります。
- この契約は、立候補する意思が固まっている場合などは、立候補届出の前に締結することができます。

4. 各種手続き (契約締結の届出☆:候補者→選管)

- 業者と契約を締結し、契約書を作成した場合は、そのことを選挙管理委員会に届け出る必要があります。それぞれの契約について「〇〇〇〇契約届出書」に必要事項を記入して、下記のタイミングで届け出てください。
 - ① 契約を立候補届出前に締結した場合・・・**立候補届出のとき**
 - ② 契約を立候補届出後に締結した場合・・・**締結後速やかに**
- なお、各届出書には契約書の写しを添付していただきます。自動車の使用で②の契約方式で契約した場合は、**最大で3種類の契約書**を添付することとなるので注意してください。

4. 各種手続き (使用／供給／作成証明書の作成☆:候補者→業者)

- ・ 契約締結に届け出たことを証明する書類として、下記の書類を契約に合わせて業者に提出してください。この証明書は、**契約の履行後に提出する点に注意**してください。
 - ① 選挙運動用自動車使用証明書
 - ② 選挙運動用自動車燃料供給証明書
 - ③ 選挙運動用自動車運転手使用証明書
 - ④ 選挙運動用ビラ作成証明書
 - ⑤ 選挙運動用ポスター作成証明書
- ・ 上記の書類を業者に提出しない場合、**業者が選管に費用の請求ができなくなる**ので、忘れずに業者に提出する必要があります。

4. 各種手続き (燃料代／作成代確認申請書の提出☆:候補者→選管)

- 選挙運動用自動車の燃料の供給を受けたとき、選挙運動用ビラ・ポスターを作成したときは、条例で定める確認申請書を提出し、選挙管理委員会の確認を受ける必要があります。
- 燃料の供給は、立候補届出の日から投票日の前日まで(町村の選挙ならば5日間)の間に複数回の燃料供給を行った場合は、**その都度申請する必要があります**。
- ビラ・ポスターの作成に関しては、多くの場合は一括で作成することが多いため、1回の提出で終わることがほとんどだろうかと思えます。ただし、証紙を貼付するビラを2種類作成し、それぞれ別の業者と契約を締結している場合は、**業者ごとに確認申請書を提出すること**になります。
- 申請書の提出を確認した後、選挙管理委員会からそれぞれの確認書が交付されるので、証拠書類として保管してください。**後の費用の請求時の添付書類となります**。

4. 各種手続き（費用の請求：業者→選管）

・ 選挙運動期間が終わり、選挙運動費用の額が確定したときに、契約締結業者から選挙管理委員会に費用の請求を行っていただきます。このとき、請求書に下記の書類を添付する必要があります。

① 請求内訳書（選挙運動用自動車の使用に関する契約の場合）

② 使用・供給・作成証明書

③ 使用・燃料代確認書 **※選挙管理委員会からの交付を受けた後、候補者から業者に渡してください。**

・ 請求の期限は、選挙運動費用収支報告書の提出期限と同じとなります。具体的には下記のとおりです。
ただし、多くの場合は、①の期限に請求することになると考えられます。

① 第1回 ……選挙の期日から**15日以内**

② 第2回以降 ……選挙運動費用の収入・支出のあった日から**7日以内**

5. 各種手続き後の作業

- 候補者は、公費負担の適用を受けた選挙運動費用に関して、選挙運動費用収支報告書に記載する必要があります。これは、選挙運動費用の収入支出の透明化を図り、不正のないクリーンな選挙を目指すことを目的にしています。
- 阿見町では、既存の選挙運動費用収支報告書の様式を見直し、より作業のしやすいものに改めた際に、公費負担の適用に関する部分を明記する場所を設けました。原則この様式によって報告書を作成していただき、記入漏れがないような措置をとっています。
- 選挙運動費用収支報告書は、候補者から提出され、その点検を行った後、公費負担が適用されたことも含め、選挙執行に係る公文書として、**5年間保存**をするものとなります。